

災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金の概要

I 災害弔慰金、災害障害見舞金の概要

○「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和 48 年 9 月 18 日法律第 82 号）

1 災害弔慰金の支給

- (1) 実施主体 市町村（特別区を含む）
- (2) 対象災害 自然災害
- ・ 1 市町村において住居が 5 世帯以上滅失した災害
 - ・ 都道府県内において住居が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害
 - ・ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害
 - ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害
- (3) 受給遺族 ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母
イ. アのいずれもが存在しない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹
(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)
- (4) 支給額 ア. 生計維持者が死亡した場合 500 万円
イ. その他の者が死亡した場合 250 万円
- (5) 費用負担 国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4

2 災害障害見舞金の支給

- (1) 実施主体 1 に同じ
- (2) 対象災害 1 に同じ
- (3) 受給者 (2) により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者
- (4) 支給額 ア. 生計維持者 250 万円
イ. その他の者 125 万円
- (5) 費用負担 1 に同じ

Ⅱ 災害援護資金の概要

○根拠法律「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭48法82）

- (1) 実施主体 市町村
- (2) 対象災害 都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害
- (3) 受給者 (2)により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- (4) 貸付限度額 350万円

①世帯主の1か月以上の負傷	150万円	┌───┐ └───┘	250万円	┌───┐ └───┘	270万円 (350)	┌───┐ └───┘	350万円
②家財の1/3以上の損害	150万円						
③住居の半壊	170万円(250)						
④住居の全壊	250万円(350)						
⑤住居の全体が滅失若しくは流失	350万円						

(注) 被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は()内の額

(5) 所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1 人	220万円
2 人	430万円
3 人	620万円
4 人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。	

- (6) 利率 年3% (据置期間中は無利子)
- (7) 据置期間 3年 (特別の場合5年)
- (8) 償還期間 10年 (据置期間を含む)
- (9) 償還方法 年賦又は半年賦
- (10) 貸付原資負担 国 2/3 都道府県・指定都市 1/3

東日本大震災に係る災害援護資金（特例）の概要

○根拠法律「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭48法82）
 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23法40）

- (1) 対象災害 東日本大震災（平成23年3月11日発生）
 *長野県北部で発生した地震（平成23年3月12日発生）含む
- (2) 実施主体 上記震災で災害救助法の適用があった都県内の市町村
 （**青森県、岩手県、宮城県**）福島県、茨城県、栃木県、千葉県、**東京都、新潟県、長野県**）
- (3) 受給者 (2)により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- (4) 貸付限度額 350万円

①世帯主の1か月以上の負傷	150万円	┌───┐ └───┘	250万円	┌───┐ └───┘	270万円 (350)	┌───┐ └───┘	350万円
②家財の1/3以上の損害	150万円						
③住居の半壊	170万円(250)						
④住居の全壊	250万円(350)						
⑤住居の全体が滅失若しくは流失	350万円						

(注1) 被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は()内の額

(注2) 家財には、自家用車を含む

(5) 所得制限

世帯人員	市町村民税における総所得 所得の算定は、平成21年の所得（平成23年の所得が平成21年の所得を下回る場合にあっては平成23年）
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。	

- (6) 利率 無利子（保証人なしは1.5%）（据置期間中は無利子）
- (7) 据置期間 6年（特別な場合8年）
- (8) 償還期間 13年（据置期間を含む）
- (9) 償還方法 年賦又は半年賦
- (10) 貸付原資負担 国 2/3 都道府県・指定都市 1/3

※ この貸付けは、平成31年3月31日まで。

災害援護資金の貸付及び償還事務の流れ

